

川崎市平和館平和推進補助事業に係る補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民や団体等が実施する平和推進事業に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 次の各号のいずれかに掲げる条件に適合する市民の公益を目的とする平和推進事業で、市長が補助することを適当と認めたものに対して補助金を交付する。

- (1) 核兵器廃絶、軍縮及び非核三原則の完全実施を求める市民による自主的な平和推進事業であること。
- (2) 武力紛争、人権、差別、環境、飢餓・貧困等の諸問題の解決に寄与する市民による自主的な平和推進事業であること。

(暴力団排除)

第3条 次に掲げる団体は、給付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団であるとき。
- (2) 対象者で構成する団体の代表者（団体の決定権を有する役員等を含む。）が法第2条第6号に規定する暴力団員であるとき。

(補助金の交付金額)

第4条 補助金の交付金額は予算の範囲内で別表のとおりとする。ただし、交付金額の総額が予算の範囲を超えた場合には、予算の範囲内になるよう第6条の平和補助事業選定委員会（以下「選定委員会」とい

う。)に諮り、交付金額を決定するものとする。

2 補助金の交付を申請する者(以下「申請者」という。)が、当該事業において、参加協力券、整理券又はこれに類するものを発行するなど収入を得るときは、申請事業費からこの収入金額を差し引いた金額を補助対象の事業費とみなす。

3 申請者は、当該事業に関し川崎市の他の補助制度(川崎市の補助金等を原資とする川崎市以外の団体の補助制度を含む。)と重複して補助金の交付を受けることはできない。

(補助金の交付手続)

第5条 申請者は、平和推進事業補助金交付申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、申請書の提出があったときは、次条の選定委員会に諮り、補助事業及び交付金額を決定する。

3 申請時期については、別途定める。

4 申請は、年度ごとに1団体1事業とする。

5 交付を決定したときは、すみやかに、その内容を申請者に通知するものとする。

(平和推進補助事業選定委員会)

第6条 市長は、前条により申請された事業の中から補助事業を選定するため、選定委員会を設置する。

2 選定委員会は、第2条に掲げる補助対象にふさわしい事業を厳正かつ公正に選定する。

3 選定委員会の設置及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(事業報告)

第7条 申請者は、補助事業が完了したときは、直ちに平和推進事業実

施報告書（第 2 号様式）に領収書の写しを添付して市長に提出しなければならない。

（補助金の返還等）

第 8 条 市長は、申請者が補助金を他の用途に使用したとき、交付の決定若しくは条件等に違反したとき、又は第 3 条各号のいずれかに該当するときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の場合においては、市長は、取消しに係る部分に関し、期限を定めてその返還を命じなければならない。

（委任）

第 9 条 この要綱に定めのない事項については、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成 13 年川崎市規則第 7 号）によるほか、市民文化局長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和 59 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の要綱の規定は、平成 24 年 4 月 1 日以降の申請分から適

用し、同日前の申請分については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要綱の規定は、平成26年2月1日以降の申請分から適用し、同日前の申請分については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象事業費		補助金の交付金額
市民や団体等が実施する平和推進事業		
補助対象の事業費	20,000 円以上 50,000 円未満	10,000 円
補助対象の事業費	50,000 円以上 100,000 円未満	20,000 円
補助対象の事業費	100,000 円以上 200,000 円未満	30,000 円
補助対象の事業費	200,000 円以上 300,000 円未満	40,000 円
補助対象の事業費	300,000 円以上	50,000 円